

規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野元裕

埼玉県規則第三十号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 埼玉県自転車競走キヤツシユレス投票実施規則（令和三年埼玉県規則第二十六号。第十一条の四において「キヤツシユレス投票規則」という。）第十一条

第一項又は第十二条第一項の規定によりキヤツシユレス投票を停止されている者

第十一条の四第一項中「者及び」を「者、」に改め、「停止した者」の下に「及びキヤツシユレス投票規則第十一条第一項又は第十二条第一項の規定によりキヤツシユレス投票を停止した者」を加え、同条第二項中「又は電子決済投票規則」を「、電子決済投票規則」に改め、「第六条の三第二項」の下に「又はキヤツシユレス投票規則第十一条第二項若しくは第十二条第二項」を、「措置又は電子決済投票」の下に「若しくはキヤツシユレス投票」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。